

公告第 710 号

2019年 2月18日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 八重口 敏行



トヨタ車体健康保険組合の規程変更について

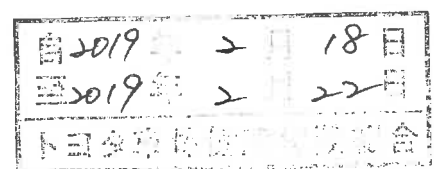
この組合の規程を下記のとおり2019年2月11日に理事長専決にて承認を得て、東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2019年2月7日に受領されたので公告する。(2019年2月15日 組合会にて承認済み)

詳細は別添の新旧条文対照表のとおり。

記

変更後の施行日	2019年 2月 8日
変更条文	第1条、第2条、第3条、第4条および第5条
変更内容	第1条(目的) 第2条(請求形式) 第3条(支給時期) 第4条(支給方法) 第5条 削る

以上



規 程 新 旧 条 文 対 照 表

高額療養費支給手続規程

新	旧
<p><u>(目的)</u> 第1条 この規程は<u>施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この規程は、健康保険法第115条の規程による高額療養費の支給手続につき必要とする事項について定める。</p>
<p><u>(請求形式)</u> 第2条 <u>社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。計算期間の途中で加入した者については、被保険者からの年間高額療養費支給申請書に基づき、精査のうえ支給する。</u></p>	<p>第2条 被保険者が高額療養費を請求する場合は、組合で定めた様式により、所要事項を記入して請求するものとする。ただし、現物給付にかかる高額療養費については、診療報酬請求明細書を受領したときは、被保険者の請求があったものとみなす。</p>
<p><u>(支給時期)</u> 第3条 <u>月間の高額療養費は、毎月末に支給する。年間の高額療養費は、毎年12月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。)</u></p>	<p>第3条 第二家族療養費にかかる高額療養費についてはその都度、現物給付にかかる高額療養費については当該療養にかかる家族療養附加金の支給日に、それぞれ支給するものとする。</p>
<p><u>(支給方法)</u> 第4条 <u>月間の高額療養費は銀行振込により支給する。年間の高額療養費は銀行振込により支給する。</u></p>	<p>第4条 本人高額療養費の支給は、一部負担還元金の支給にあわせて支給する。</p>
<p>第5条 (削る)</p>	<p>第5条 合算高額療養費は、合算高額療養附加金の支給にあわせて支給する。</p>
<p>附則 <u>(施行期日)</u> この規程は、平成31年2月8日から施行する。</p>	